

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集について

平成30年6月6日  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成28年法律706号）第九条第二項に規定する損害賠償担保措置の承認に係る所要の事項の規定の制定及びこれに伴う所要の見直し等のため、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則」を改正することになりました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。皆様からいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該施行規則改正の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 意見募集対象

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」

2. 意見募集期間

平成30年6月6日（水）から平成30年7月5日（木）まで（※必着）

3. 資料入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口における掲載

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

（東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階）

4. 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は別添の意見提出用紙に御氏名、連絡先、本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出して下さい。

(1) インターネット上の意見募集フォームの場合

<https://form.cao.go.jp/space/opinion-0022.html>

(2) 郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）意見募集担当宛

（封筒表面に「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」と朱書き下さい）

5. その他

- ・意見提出に際して収集した個人情報の取扱いには十分注意し、いただいた御意見の整理のみに利用させていただきます。
- ・いただいた御意見の内容につきましては、連絡先を除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。また、御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合

及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

(本件連絡先)  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局  
電話 03-6205-7104

郵送で意見提出する場合に使用

(別添)

「人人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見提出用紙

氏名	(企業・団体の場合は会社名・団体名、部署及び担当者名)
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
御意見	
・ 該当箇所（第〇条、別表等、どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい）	